

体育館使用料

(単位：円)

区分			利用時間区分による金額				超過時間1時間当たりの金額	
			8:30 12:00 ~	12:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00	8:30 ~ 22:00		
専用利用	アマチュアスポーツに利用する場合	大会	有料	15,000	15,000	15,000	45,000	5,000
		大会	無料	3,000	3,000	3,000	9,000	1,000
	練習	全面	2,400	3,200	2,400	8,000	800	
		半面	1,800	2,400	1,800	6,000	600	
		1/3面	1,200	1,600	1,200	4,000	400	
	上記以外に利用する場合	集会、講演会等 営利目的以外に 利用する場合	7,000	9,000	8,000	24,000	2,500	
興業、展示催物 等営利目的に利 用する場合		15,000	20,000	17,000	52,000	5,000		
個人利用	一般		2時間につき				150	100
	高校生		2時間につき				100	50
	中学生以下		2時間につき				50	20

相撲場使用料

(単位：円)

区分		利用時間区分による金額				超過時間1時間当たりの金額		
		8:30 12:00 ~	12:00~17:00	17:00 ~ 22:00	8:30 ~ 22:00			
専用利用	大会	3,000	4,000	3,000	—	1,000		
	練習	1,000	1,000	1,000	—	300		
個人利用	一般		2時間につき				150	100
	高校生		2時間につき				100	50
	中学生以下		2時間につき				50	20

剣道場、柔道場及び弓道場（師範室を含む。）使用料

(単位：円)

区分		利用時間区分による金額				超過時間1時間当たりの金額		
		8:30 12:00 ~	12:00~17:00	17:00 ~ 22:00	8:30 ~ 22:00			
専用利用	大会	3,000	4,000	3,000	—	1,000		
	練習	1,200	1,200	1,200	—	400		
個人利用	一般		2時間につき				150	100
	高校生		2時間につき				100	50
	中学生以下		2時間につき				50	20

小アリーナ・ライフル射撃場使用料

(単位：円)

区分		利用時間区分による金額				超過時間1 時間当 たりの金額
		8:30 12:00 ~	12:00~17:00	17:00 ~ 22:00	8:30 ~ 22:00	
専用利用	大会	3,000	3,000	3,000	—	1,000
	練習	1,000	1,000	1,000	—	300
個人利用	一般	2時間につき 150				100
	高校生	2時間につき 100				50
	中学生以下	2時間につき 50				20

大屋根広場使用料

(単位：円)

区分			利用時間区分による金額				超過時間1 時間当 たりの金額
			8:30~12:00	12:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00	8:30 ~ 22:00	
専用利用	大会		3,000	3,000	3,000	—	1,000
	練習	全面	1,200	1,200	1,200	—	400
		半面	600	600	600	—	200
個人利用	一般		2時間につき 150				100
	高校生		2時間につき 100				50
	中学生以下		2時間につき 50				20

トレーニング室、会議室及び和室使用料

(単位：円)

区分			利用時間区分による金額				超過時間1 時間当 たりの金額
			8:30~12:00	12:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00	8:30 ~ 22:00	
トレーニング室	専用利用	トレーニング等	1,500	1,800	1,800	—	500
	個人利用	一般	2時間につき 150				100
		高校生	2時間につき 100				50
		中学生以下	2時間につき 50				20
会議室	会議等		1,100	1,300	1,500	3,900	400
和室	会議等		600	800	1,000	2,400	300

大野市明治公園テニス場使用料

(単位：円)

区分		利用時間区分による金額				超過時間1時間当たりの金額
		8:30 12:00	～ 12:00～17:00	17:00 22:00	～ 8:30 22:00	
専用利用	大会 (1コート)	3,000	3,000	3,000	—	1,000
	練習 (1コート)	1,200	1,200	1,200	—	400
個人利用	一般	2時間につき 150				100
	高校生	2時間につき 100				50
	中学生以下	2時間につき 50				20

備考

- 1 利用許可時間を超過して利用した場合の使用料は、時間区分ごとに定められている金額と超過時間1時間当たりの金額に超過時間を乗じて得た額との合計額とする。
- 2 利用者がアマチュアスポーツ以外に利用し、入場料（招待券又は整理券を含む。）を徴収する場合の使用料は、使用料の5倍とする。
- 3 小アリーナ・ライフル射撃場及び大屋根広場の利用者が営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために利用する場合の使用料は、使用料に次に定める率を乗じて得た額を加算する。
 - (1) 利用者が市内に住所を有する場合 5割
 - (2) 利用者が市外に住所を有する場合 10割
- 4 利用者が市外に住所を有する場合は、使用料の5割に相当する額を加算する。
- 5 冷暖房の費用は、体育館にあつては使用料の5割に相当する額を、会議室及び和室にあつては使用料の3割に相当する額を、師範室にあつては1時間当たり100円を、別に徴収する。
- 6 和室を宿泊に利用する場合は、使用料とは別に1人当たり500円を徴収する。
- 7 個人が利用する場合の使用料については、大野市公共施設使用料減免規則第3条第2項の減免に関する規定は適用しない。